

北九州市海外水ビジネス推進協議会会費細則

(目的)

第1条 この細則は、北九州市海外水ビジネス推進協議会規約第14条第2項に基づき、会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の使途)

第2条 年会費は、総会開催や企業会員との連絡調整等の経常的な経費に充てるものとする。

2 前項に掲げる会費は、次年度に繰り越すことができるものとする。

(年会費)

第3条 毎年4月1日に会員資格を有する者は、事務局長より通知される請求書に基づき、当該事業年度の会費を請求の日から40日以内に納入するものとする。

(途中入会)

第4条 新たに入会する会員は、入会決定通知書を受け取った日から40日以内に、事務局長が指定する年会費額を納入しなければならない。

2 第1項における納入期間が、事業年度終了まで40日に満たない場合においては、事業年度終了前日までに納入するものとする。

(会費の納入方法)

第5条 会費の納入方法は、事務局長が指定する銀行口座への振込みとする。

2 会費納入に要する銀行振込手数料は、会員の負担とする。

(会費の不返還)

第6条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

2 会費の請求書が発行された後は、正当な理由がない限り金額の変更は行わない。

(会費台帳への記載)

第7条 会員から入会金及び会費が納入されたときは、直ちに会費納入台帳（第1号様式）に記載する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、事務局長が定め、会長の承認を得る。

付 則

1 この細則は、平成25年8月27日より施行する。

この細則は、平成28年5月19日より施行する。

2 北九州市海外水ビジネス推進協議会規約付則第2条第1項第1号に基づき、継続となる会員の平成25年度の会費は年会費とする。